

令和7年1月24日

排出・収集運搬事業者 各位

一般財団法人 茨城県環境保全事業団

産業廃棄物の受入基準の改正について（お知らせ）

日頃より、エコフロンティアかさまをご利用頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当事業団における産業廃棄物受入基準について、取り扱いを改める方向で、作業を進めております。このため、改めて通知いたしますが、事前に改正予定の主な部分について、取り急ぎお知らせいたします。

1 主な改正点

- ・受入基準は、排出場所別に区分（例：製造工場、建設・解体工事現場、中間処理施設 等）

〔共通事項〕

共通事項に以下の内容を追記

申込書添付写真は、建物または解体部分の全景と対象廃棄物の近景、並びに寸法の定めがある場合は原則として搬入する対象廃棄物にスケールを当て計測した大きさ（基準値内であること）が確認できるもの。

〔個別事項〕

- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

最大径を概ね15cm以下とします。（従来は10cm以下。）

- ・廃石膏ボードの最大径

排出場所が「建設・解体工事現場」の場合：最大径は概ね30cm以下

排出場所が「中間処理施設」の場合：最大径は概ね15cm以下

（中間処理施設は、破砕機利用のため。）

- ・石綿含有の廃石膏ボード、がれき類

中身が確認できる半透明のフレコンバック又は半透明のシートで梱包。

- ・がれき類

がれき類は、木くず、紙くず等が混入していないもの。

木くず、紙くず等が混入し、排出場所が「建設・解体工事現場」の場合は「建設混合廃棄物」とします。排出場所が「中間処理施設」の場合は「管理型混合廃棄物」といたします。

2 改正基準の適用開始時期 等

令和7年4月1日（火）搬入分から適用します。

基準が満たされていない場合には、受入拒否（返却を含む）、一次受入停止、もしくは契約を解除することもありますので、予めご承知おきください。

3 そのほか

適用開始に向け、令和7年3月3日（月）搬入分から、台貫での実測検査、処分場での展開検査を行います。基準が満たされていない場合は、排出事業者宛て連絡し、搬入できませんので、ご理解頂きますようお願い致します。

〈 問い合わせ先 〉
一般財団法人茨城県環境保全事業団
エコフロンティアかさま業務課
TEL 0296-70-2513